

津山市配偶者からの暴力の防止及び 被害者の支援に関する基本計画

津山市

— 目 次 —

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の見直し	
第2章 配偶者からの暴力の現状	3
1 津山市の現状	
2 津山市の取り組み	
第3章 計画の内容	
計画の体系図	4
基本目標Ⅰ 発生の防止及び抑制に向けた取り組み	
【重点目標 1】 人権教育・啓発の推進	5
【重点目標 2】 配偶者からの暴力に関する理解促進	5
基本目標Ⅱ 被害者等救済体制の充実	
【重点目標 3】 相談体制の充実	7
【重点目標 4】 発見・通報に関する体制整備	8
【重点目標 5】 迅速で安全な保護体制の充実	9
【重点目標 6】 同伴家族等への保護と援助	10
【重点目標 7】 外国人・障害のある人への配慮	11
基本目標Ⅲ 被害者の自立を支援する環境整備	
【重点目標 8】 住居の確保に向けた支援	13
【重点目標 9】 経済的自立に向けた支援	13
【重点目標 10】 精神的被害を受けた被害者の心の回復支援	14
【重点目標 11】 二次的被害を起こさない支援体制づくり	15
基本目標Ⅳ 関係機関との連携強化と民間団体との協働	
【重点目標 12】 関係機関との連携強化	16
【重点目標 13】 職務関係者の資質向上への取組強化	16
【重点目標 14】 民間団体との協働	17
【重点目標 15】 交際相手からの暴力の防止と被害者支援	17

1 計画策定の趣旨

配偶者からの暴力※（「ドメスティック・バイオレンス」。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。外部からの発見が困難な家庭内で行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。そのため、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性もあります。

配偶者からの暴力の被害者の多くは女性であり、その背景には男女の社会的地位や経済力の格差、固定的役割分担意識など男女共同参画の根本的な問題が集約されています。また、配偶者からの暴力は、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げになっています。

国は、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）を制定しました。これにより、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の基本的な体制が整備されました。これを受けて岡山県は、平成13年6月に制定した岡山県男女共同参画の促進に関する条例で、「家庭内等における配偶者その他の親族関係にある者及び内縁関係にある者に対する身体的な苦痛又は著しい精神的な苦痛を与える暴力的な行為」を、男女共同参画を阻害する行為として禁止するとともに、平成14年4月に女性相談所と男女共同参画推進センターをDV防止法第3条に基づく配偶者暴力相談支援センターに位置づけ、DVの防止と被害者の保護に取り組んでいます。

平成16年5月には、DV対策をさらに推進・充実させるため、DV防止法が改正されました。この改正により、対象となる暴力の定義が、身体的暴力に加え、精神的暴力や性的暴力にも拡大され、保護命令制度も退去命令の期間の延長や子どもへの接近禁止命令の創設など制度の拡充が図られました。そして、都道府県には、DVを防止するとともに、被害者の自立支援を含め、その適切な保護を図る責務があることが明確化され、そのための基本計画の策定が義務付けられました。このため岡山県は、平成17年3月、県が取り組むべき施策を取りまとめた「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定しました。

さらに、平成19年7月のDV防止法の改正により、市町村による基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務化されるとともに、身体に対する暴力に加え、生命等に対する脅迫行為が保護命令の対象に追加されるなど、制度が拡充されました。

本市においても、課題の解決に向けて、具体的な取り組みを掲げ、市民、事業者、市民団体及び関係機関と連携し、DV防止策を強化するとともに、被害者に対し相談から自立へ向けての支援を充実させていくこと、そして一般市民への広報、啓発、教育を進めることが求められています。このため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」を策定し、計画的な取り組みを進めるものです。

※ 配偶者からの暴力

「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的暴力や性的暴力など）をいいます。なお、この計画の「配偶者」には、DV 防止法の定義と同様に、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みますが、恋人や交際相手は含みません。ただし、配偶者からの暴力を受けた後に離婚し、元配偶者から引き続き受ける暴力については、「配偶者の暴力」に含みます。

2 計画の位置付け

この計画は、DV 防止法第 2 条の 3 第 3 項の規定による津山市の基本計画として策定するとともに、津山市男女共同参画まちづくり条例第 18 条で男女共同参画を阻害する権利侵害の禁止並びに津山市の男女共同参画基本計画「第 3 次つやま男女共同参画さんさんプラン」の重点目標 3「男女間のあらゆる暴力の根絶」の達成を目指すための計画として位置付けます。

3 計画の見直し

この計画は、DV 防止法第 2 条の 2 に基づく国の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針が見直された場合または新たに盛り込むべき事項が生じた場合に、必要に応じて見直すとともに、津山市の男女共同参画基本計画の改定にあわせ、随時見直しを行うものとします。

第2章 配偶者からの暴力の現状

1 津山市の現状

平成 23 年 7 月、津山市が市内在住の男女各 1,000 人を対象に実施した男女共同参画市民アンケート調査では、「あなたの身近なところに DV がありますか？」の問いに対し、「自分自身が受けたことがある」と答えた女性は 8.8%、男性は 1.7%となっており、女性の被害者は男性の約 5 倍という状況になっています。年代別では、女性の 20 歳代と 40 歳代が他の年代よりも若干高くなっています。また、「自分自身が暴力を受けたことがある」「暴力について見たり聞いたりしたことがある」と回答した人のうち、その暴力の内容を聞いたところ、「大声でどなられたりおどされた」が 57.5%、次いで「医師の治療を必要としない程度の暴行を受けた」が 39.4%となっていますが、「命の危険を感じるくらい暴行を受けた」人も 8.7%います。また、DV を受けたことがある人のうち、24.2%の人は「どこ（誰）にも相談しなかった」と回答しており、被害者が相談しやすい環境づくりと相談体制を充実させ、相談窓口の周知をさらに図っていく必要があります。

DV 相談件数（津山男女共同参画センター「さん・さん」、こども課での相談件数）は DV 防止法の完全施行（平成 14 年 4 月 1 日）以降、増加傾向にあり、平成 22 年度 119 件、23 年度 107 件、24 年度 167 件となっています。

2 津山市の取り組み

市は、平成 15 年 3 月に「つやま男女共同参画さんさんプラン」、平成 20 年 3 月に「新つやま男女共同参画さんさんプラン」を策定し、引き続き男女共同参画社会の形成に向けた施策・事業を総合的かつ計画的に推進するため、平成 25 年 3 月に「第 3 次つやま男女共同参画さんさんプラン」を策定しました。この中で「重点目標 3 男女間のあらゆる暴力の根絶」を掲げ、主要施策として、「男女間における暴力防止の環境づくり」「相談体制の充実」に努めることとしています。具体的には、DV に関する相談を含むさまざまな相談を各種相談窓口で受け付け、定期的に各種相談員による合同会議を実施し、情報の共有とケース検討を行うなど、関係部署との連携を図っています。DV に対する市民の理解を促進するため、広報啓発活動を推進するとともに、講座や講演会を開催しています。また、市役所の各窓口においては、被害者の自立支援のため、「住民基本台帳事務における支援措置」等法律に基づく支援制度について柔軟な運用に努めています。

今後も、国・県の動向を踏まえて、より一層の広報・啓発・教育活動に力を入れていくとともに、市民に身近な市行政の機能を活かし、被害者の保護や自立支援の取り組みを進めていくことが重要です。また、被害者の保護については、県の配偶者暴力相談支援センターや警察などと連携した体制を整備することが必要です。



基本目標Ⅰ 発生の防止及び抑制に向けた取り組み

【重点目標１】 人権教育・啓発の推進

(現状と課題)

本市では、男女が互いの人権を尊重し合い、対等な関係が築ける環境づくりを推進し、性別に基づいて起こるあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みや互いの性を尊重する意識の啓発に努めています。保育・教育の場や地域で行うさまざまな学習の場において、人権尊重を基盤とした男女平等教育を積極的に実践し、男女共同参画意識の形成を図っています。

しかし、DV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力、ストーカー行為等は依然として存在しています。こうした人権侵害、暴力を根絶するために、機会あるごとに、人権教育や意識啓発に努める必要があります。

(推進する施策)

(１) 人権教育の推進

- ・ 学校や地域におけるさまざまな学習の場で、人権意識の醸成を図ります。暴力を否定する気持ちや命の大切さ、他人を思いやる心を養うことを基本に男女共同参画の視点に立った人権教育の推進を図ります。

〔人権啓発課、学校教育課、生涯学習課〕

(２) 多様な機会をとらえた意識啓発

- ・ 公民館、図書館など公共施設の窓口にて、DVの防止やDVへの気づき、被害者への適切な対応を記載したパンフレットやリーフレット、カード等を配置して、広く市民への人権啓発に努めます。また、人権啓発講座やDV防止講座などを開催するほか、広報紙やホームページ、ラジオ、ケーブルテレビなどの広報媒体を活用し、人権尊重の意識啓発に努めます。

〔秘書広報室、人権啓発課、生涯学習課、図書館〕

【重点目標２】 配偶者からの暴力に関する理解促進

(現状と課題)

DVは家庭内において行われる暴力であり、外部から発見されにくく、社会的にも個人や家庭の問題として矮小化される傾向があります。しかも、加害が繰り返されることから、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性もあります。DVには、身体的暴力だけではなく、精神的、性的、経済的、社会的な暴力も含まれ、中には、自分が被害者だと気づいていない場合もあります。DVについての内容を広く周知し、被害を受けたら一人で悩まず、相談機関や警察に相談するよう啓発することが必要です。

(推進する施策)

(3) 研修・講座等による普及啓発

- ・ 津山男女共同参画センター「さん・さん」が行う講座等で、DVの実態やDVは犯罪行為をも含む人権侵害であることを周知し、暴力は許されないという市民意識の醸成を図るとともに、DVの被害が潜在化・深刻化しないよう、被害を受けた場合あるいは身近に被害者がいた場合の対処方法などについて、市民の理解や認識の促進に努めます。
- ・ 加害者が暴力を繰り返さないための加害者更正プログラム等が国においても調査研究されていますが、未だどのようなものが効果的であるか未解明な部分が多く、加害者自身が更正できたという確認は難しいのが現状です。市としては国において行われる調査研究の動向を把握しながら、県や関係機関との情報交換を続け、研修・講座等の内容を検討します。

〔人権啓発課〕

基本目標Ⅱ 被害者等救済体制の充実

【重点目標３】 相談体制の充実

(現状と課題)

市は、被害者に最も身近な行政主体として、さらに相談体制の充実を図る必要があります。どこに相談してよいか分からず、問題を抱えたままの被害者に対して、安心して相談できる窓口があることを周知していくことが必要です。

現在の相談体制として、津山男女共同参画センター「さん・さん」では、女性の相談員を配置し、女性の悩み全般、セクシュアル・ハラスメント、DV など、さまざまな相談を受けています。また、こども課では、母子自立支援員による母子相談を受けています。近年はDV に関する相談が増加しており、DV 被害者への支援強化が必要となっています。

また、DV 被害者に二次的被害（被害者に対する不適切な対応によって被害者がさらに傷つくこと）が生じないように適切に対応する必要があります。

相談員自身の資質の向上を図るとともに、精神的な負担を軽減できるよう、メンタルヘルスケア等についても、県や関係機関が行う研修に積極的に参加するなど、相談体制の充実を図ることが必要です。

(推進する施策)

(４) 配偶者暴力相談支援センターとの連携

- ・ 津山男女共同参画センター「さん・さん」とこども課では、DV 被害者からの状況の聞き取り、県が行う一時保護施設に入所できるまでの緊急時における安全の確保、保護命令の申立てを希望する場合の「保護命令制度」について説明や助言を行います。
- ・ 被害者が一時保護施設を退所後、自立に必要な住居の確保や就業のための情報提供を配偶者暴力相談支援センターと連携しながら行います。

〔人権啓発課、こども課〕

(５) 相談体制の充実と相談員の確保

- ・ 複雑化・深刻化する相談内容に対応するため、県や関係機関が行う研修等に積極的に参加し、相談員の資質向上に努めます。
- ・ 相談員として適切な人材を確保するとともに、人材育成に向けて取り組みます。

〔人権啓発課、環境生活課、こども課、こども子育て相談室〕

(６) 庁内相談員連絡会議の実施

- ・ 市の各部署で相談業務を行っている相談員（男女共同参画センター女性相談員、市民相談員、児童相談員、母子自立支援員）が「女性相談実務者会議」を月１回開催し、相談事例の検討や問題点など情報の共有化を図り、相談者への支援強化を図ります。
- ・ 障害福祉課と高齢介護課では、「障害者・高齢者虐待対策定例会」を弁護士、

司法書士、社会福祉士、津山市地域包括支援センター、津山地域障害者虐待防止センターを交えて月1回実施していますが、必要に応じて庁内相談員連絡会議とも連携を図ります。

〔人権啓発課、環境生活課、障害福祉課、高齢介護課、こども課、こども子育て相談室〕

（７）弁護士による無料法律相談事業の活用

- ・ 日本司法支援センター（法テラス）等が実施する法律相談や民事法律扶助制度の周知を図るなど、被害者が必要に応じ法律相談が受けられるよう情報提供を行います。
- ・ 保護命令の申し立てや離婚調停など、被害者が適切に司法上の支援が受けられるよう定期的に弁護士による「女性と子どもの法律相談」を実施し、専門的な相談にも対応できるように配慮していきます。

〔人権啓発課、こども課〕

（８）相談員のメンタルヘルスケア体制の整備

- ・ 相談員は、DV 被害者からさまざまな相談を受けています。中には、深刻な内容の相談を長時間一人で受け、相談員自身が相談者と同じ心理状態に陥ることも考えられます。相談員が精神面で大きな負担を受けないよう、保健師による健康相談や津山市産業医による「メンタルヘルス相談室」の制度の活用、県や関係機関が実施するスーパービジョンや研修等に参加し、困難事例の検討・解釈を先進地の相談員や県下の相談員と共有化するなど、メンタルヘルスケア体制の充実を図ります。

〔人事課、人権啓発課、環境生活課、高齢介護課、こども課、こども子育て相談室、健康増進課〕

【重点目標４】 発見・通報に関する体制整備

（現状と課題）

DV は、家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難であるうえ、被害者も加害者からの報復や家庭の事情等さまざまな理由から支援を求めることもためらいがちです。DV が発見できる場合として、被害者自らが助けを求めた時、誰かに相談するなどの行動を起こした時、身体的な暴力によるけがや精神的被害を受けて医療機関にかかった時などがあります。また、DV には、子どもへの虐待が併発している場合や高齢者虐待、障害者虐待が関連していることもあり、異常に気づいた周囲の人からの通報で分かることもあります。DV の早期発見には、医療機関、教育機関及び福祉関係窓口並びに民生委員・児童委員等との協力体制づくりが必要です。

（推進する施策）

(9) 児童及び高齢者、障害者虐待相談窓口等との協力体制づくり

- ・ 必要に応じてケース検討会議を行い、各機関が相互に連携を深めることにより、市民からの相談、通報、保護依頼等に対し、迅速に対応します。
- ・ 子どもへの虐待の対応については、庁内関係部署や児童相談所等専門機関と密接な連携を図り、関係機関が協力して必要な支援を行うよう協力体制を整備します。
- ・ 高齢者への虐待の対応については、医療機関及びサービス提供事業者並びに民生委員・児童委員、警察等との協力体制が不可欠です。地域包括支援センターを中心に、保健・医療・福祉・介護関係の職員や学識経験者、福祉関係者からなる「地域包括ケア会議」により、要援護高齢者などの情報収集や支援のためのネットワークづくり、サービスの調整、困難事例への対応を行い、実情に即したサービスの展開を図ります。
- ・ 障害者への虐待の対応については、医療機関及び障害福祉サービス提供事業者並びに身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員、警察等との協力体制が不可欠です。津山地域障害者虐待防止センターを中心に、保健・医療・福祉関係の職員や学識経験者、福祉関係者、サービス提供事業者、教育関係者で構成された「津山地域自立支援協議会」により、要援護者の支援のためのネットワークづくり、困難事例への対応を行い、実情に即したサービスの展開を図ります。

〔人権啓発課、障害福祉課、高齢介護課、こども課、こども子育て相談室、学校教育課〕

(10) 医療関係者等の理解の促進

- ・ DV 被害は、身体的または精神的な暴力により、本人または子どもが医療機関で治療を受けた場合に発覚することがあります。医療機関は被害者の同意を得た上で、警察への通報や DV 相談窓口などの紹介を行っており、市においても、医療機関等関係者の理解の促進を図るとともに適切な対応ができるよう連携に努めます。

〔人権啓発課、こども課、健康増進課〕

(11) 民生委員・児童委員、愛育委員、人権擁護委員等への働きかけ

- ・ 地域の情報を入手しやすい状況にある民生委員・児童委員、愛育委員等に対して、DV 被害者の早期発見や通報などに協力してもらうよう働きかけます。
- ・ 人権相談を行っている人権擁護委員に対して、DV についての理解を深めてもらうため、啓発資料を配布し、研修会等への参加を促します。

〔人権啓発課、生活福祉課、こども課、こども子育て相談室、健康増進課〕

【重点目標5】 迅速で安全な保護体制の充実

(現状と課題)

DV 被害者は、命の危険を感じるほどの暴力を受ける場合もあり、着の身着のままで、家を飛び出し、助けを求めてくる場合があります。その際、被害者を連れ戻そうとする

加害者も少なくありません。

このような場合、警察に被害者を保護してもらうことが最善の方法ですが、市の窓口
に相談があった場合、県が行う一時保護が行われるまでの間、警察と連携を取りながら、
安全な避難場所を確保する保護体制の充実が必要です。

また、被害者は、その後、自立に向けた方策を考えていかなければなりません。住宅
の確保をはじめ生活基盤を整えるためにもさまざまな支援体制の充実が必要です。

(推進する施策)

(12) 緊急時の安全の確保と同行支援

- ・ 県の女性相談所は、24 時間体制で被害者の受入れに応じる一時保護施設ですが、
一時保護が行われるまでの間は、警察等と連携を取りながら、本市において、
安全な避難場所を提供します。また、必要に応じて、一時保護施設まで同行支
援も行います。

〔人権啓発課、こども課〕

(13) 広域連携の推進

- ・ 被害者の安全を確保するため、県をはじめ他市町村との連携に努めます。

〔人権啓発課、こども課〕

(14) 相談支援マニュアルの作成

- ・ 被害者を迅速に安全な場所に保護し、その後の支援を適切に行うためには、関係
機関や支援団体との連携が必要です。相談、一時保護及び自立支援までの具体的
な方策をマニュアル化し、関係職員が適切に対応できるよう、また、被害者に二
次的被害を与えることのないよう徹底を図ります。

〔人権啓発課、こども課〕

【重点目標 6】 同伴家族等への保護と援助

(現状と課題)

夫婦間の暴力は子どもへの児童虐待に当たるうえ、子どもが親から直接暴力を受けて
いる場合もあり、子どもの心身の発達への悪影響が懸念されます。また、直接の暴力が
なかったとしても、別居や離婚による転居や転校などの環境の変化が大きなストレスと
なり、心の傷となってしまうこともあります。こうした子どもが安心して生活できるよ
う環境を整え、心のケアに配慮する必要があります。

また、DV 被害者が介護等の必要な高齢者を同伴している場合には、その高齢者の身体
等の状態に応じた適切な支援が必要となります。

(推進する施策)

(15) 子どもへの支援

- ・ DV が子どもに与える影響は大きく、さまざまな心身の症状を引き起こすことがあります。別居や離婚、一時保護施設での生活など、転居や転校による環境の変化が大きな心の傷となることもあります。子どもへの影響を最小限に留め、精神的負担が軽減されるよう支援に努めます。
- ・ 子どもが属している保育・教育機関を中心に、児童相談員、保健師、愛育委員や民生委員・児童委員など地域の支援者とも連携を密にし、DV 家庭の子どもへの適切な支援を行います。

〔こども課、こども子育て相談室、健康増進課、学校教育課〕

(16) 同伴高齢者への虐待防止の推進

- ・ DV 被害者が、介護等が必要な高齢者を同伴している場合、日常生活自立支援事業及び成年後見制度を活用し、高齢者への適切な支援や権利擁護に努めます。
- ・ 高齢者虐待の防止を図るために「岡山県高齢者虐待防止ガイドライン」に沿った対応に努めます。

〔高齢介護課〕

(17) 保育・教育機関等への協力要請

- ・ 保育士や養護教諭、スクールカウンセラー等による心理的ケアの充実を図るとともに、被害者と同伴の子どもの置かれた状況について、保育・教育関係者の理解を促します。
- ・ 就園・就学や転校に際しての配慮や、就学援助等の支援の実施についても協力を求め、被害者に対して二次的被害を起こさないよう努めます。

〔人権啓発課、こども課、学校教育課〕

【重点目標 7】 外国人・視聴覚障害のある人への配慮

(現状と課題)

近年は、社会情勢の変化とともに急速な国際化が進んでおり、市内在住の外国人も増えています。そういった外国人の中にも DV 被害者はいます。

しかし、言葉の壁によりなかなか相談できず、支援情報の知識不足や在留資格の関係などで被害が表面化しない場合があります。被害者が DV に関する支援情報を知ることができるよう多言語による相談体制の充実が求められます。

また、視聴覚等に障害のある人にも支援情報が届きにくい状況が考えられるため、被害者が安心して相談でき、支援情報が入手できる環境を整えることが必要です。

(推進する施策)

(18) 外国語・点字等による支援情報の提供

- ・ DV に関する相談窓口の案内をはじめ、外国語や点字による情報提供（生活ガイドブック 外国語版等）に努めます。多言語や点字で相談窓口を記載したカードを公共施設等に配置し、外国人や視覚に障害のある被害者のサポートを行います。また、声の広報やラジオなどを利用した音声による支援情報の提供も行います。聴覚に障害のある被害者で手話によるコミュニケーションが必要な場合は、手話通訳者とともに支援情報の提供を行います。

〔秘書広報室、人権啓発課、障害福祉課、協働推進室〕

(19) 外国語・点字・手話等での相談対応

- ・ 外国語での対応が可能な関係機関（市国際交流サポートネット登録者、財団法人岡山県国際交流協会等）との連携を図り、また、庁内においても、外国語や手話などで通訳できる人に協力を依頼するなど、外国人、障害のある人などが相談しやすい体制の整備に努めます。

〔障害福祉課、協働推進室〕

基本目標Ⅲ 被害者の自立を支援する環境整備

【重点目標８】 住居の確保に向けた支援

(現状と課題)

DV 被害者が、女性相談所等での一時保護を受けた際に直面するのは、退所後当面の生活費や心身の健康の回復、住居、就職先などの問題です。暴力から逃れた後に、自立して生活していくことは容易ではありません。その中でも急がれるのは、生活の基盤である住居の確保であり、そのための情報提供が必要となります。

また、被害者の中には、経済的事情や保証人がいないなどの理由により、住居の確保が困難な場合もありますが、こうした被害者の負担が軽くなるような支援策を考えていく必要があります。

(推進する施策)

(20) 市営住宅への入居支援

- ・ DV 被害者が一時保護を受けた場合、または裁判所から加害者に対して保護命令が発令された場合など、自立支援のため、やむを得ない事情があると判断したときは、市営住宅の入居申込み時の困窮度判定において優遇するなど居住場所の提供について柔軟な対応を協議していきます。

〔人権啓発課、こども課、建築住宅課〕

(21) 民間賃貸住宅への入居支援

- ・ 民間賃貸住宅への入居に際しては、市と民間不動産業者団体との協定により、経済的事情、加害者からの追跡の危険がない等の一定の条件の下、民間不動産業者団体への斡旋により、民間賃貸住宅への入居支援を行います。

〔人権啓発課、こども課、建築住宅課〕

【重点目標９】 経済的自立に向けた支援

(現状と課題)

DV 被害者が、配偶者の収入によって生活をしている場合は、配偶者から逃れ、子どもを養育しながら生活していくことは、経済的にも精神的にも大きな不安があります。自立するために働きたいけれど、経験もなければ、自信もないという人もいます。被害者の経済的自立に向けた就業支援講座の受講や仕事と生活の両立支援への積極的な働きかけを行うとともに、企業等に就職支援の協力の働きかけをすることも必要です。また、母子生活支援施設における保護の実施や、母子寡婦福祉資金貸付金、児童手当、児童扶養手当等の福祉施策についても、広く情報提供していく必要があります。

(推進する施策)

(22) 被害者への就業支援

- ・ 長い期間仕事を離れている被害者の就職を支援するため、再就職の手続きや求人などの情報を提供し、技能を身につける就業支援講座を開催するなど、被害者が経済的に自立しやすい環境づくりに努めます。また、母子家庭等への子育てや就業支援情報の提供を行い、DV 被害者の経済的自立を促します。

〔人権啓発課、こども課〕

(23) 企業等に対する働きかけ

- ・ 被害者の経済的な自立は、働く意思を持ち、雇用情報を入手することから始まります。被害者が安全かつ安心して働けるよう、企業等に対し、DV や被害者支援の現状についての理解を求め、雇用や勤務条件の見直しを促すなど、各種講習会などを通して働きかけます。

〔人権啓発課、定住推進室〕

(24) 各種保健福祉支援制度の情報提供

- ・ 被害者の多くは、社会的な情報がさえぎられ、生活するうえでの悩みをかかえている人も少なくありません。女性、特に母子家庭の母が安定した職業に就くことは難しく、被害者やその家族が必要な支援を受けることができるよう、各種保健福祉制度に関する情報の提供に努めます。

〔人権啓発課、生活福祉課、高齢介護課、障害福祉課、こども課、健康増進課〕

【重点目標10】 精神的被害を受けた被害者の心の回復支援

(現状と課題)

DV は被害者に身体的にも心理的にも大きな影響を与えます。長期間にわたる暴力に耐え、PTSD(心的外傷後ストレス障害)等精神的な被害を受けている被害者も少なくありません。また、加害者から離れた後も、精神的な不安、人間関係などのさまざまな問題で悩む被害者が多いのも現状です。保健所等では、被害者の心のケアのため、心の相談を無料で行っています。被害が深刻な場合は、精神科医や適切な医療機関での治療や専門家によるカウンセリング等心の回復支援も必要です。

(推進する施策)

(25) メンタルヘルスケア

- ・ 精神的に大きな被害を受けている被害者に対して専門機関での適切な対応が必要と判断した場合は、健康増進課の保健師などと協議し、保健所や医療機関に繋ぐなど連携して対応します。
- ・ DV 被害後の回復期において、軽度の中長期ケアが必要な人に対しては、相談窓口で継続的に悩みを聴くなど、必要に応じて回復支援を行います。

〔人権啓発課、健康増進課〕

(26) 自助グループ等の活動支援

- ・ 同じ体験をもつ DV 被害者同士が情報交換や交流を通して感情を共有することは、被害からの回復のためにも有効であると考えます。DV 被害者のためのサポート活動を行っている民間の被害者支援団体に対して、活動場所の提供を行うなど、自助グループや被害者支援グループの活動を支援します。

〔人権啓発課〕

【重点目標 1 1】 二次的被害を起こさない支援体制づくり

(現状と課題)

DV 被害者に対する理解の不足から、二次的被害が発生することがあります。被害者と接する場合は、被害者が DV によって心身ともに傷ついていることに十分留意しなければなりません。

被害者からの支援措置の申出により、当事者及び同伴家族の住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票・戸籍の附票の写しの交付制限を行うことで、被害者の保護を図っています。関係職員には、住民基本台帳等の個人情報が増え、二次的被害が起きないよう細心の注意を払うことが求められています。

(推進する施策)

(27) 住民基本台帳事務における支援措置

- ・ DV被害者等の住民基本台帳事務における支援措置において、被害者の住所地などの情報が加害者に漏れないように対応します。住民基本台帳を利用して事務を行う関係部署においても、情報の閲覧制限を行い、被害者と同伴の家族の安全に配慮した支援に努めます。

〔市民課、関係各課〕

(28) 保育・教育機関等への周知

- ・ DV 被害者及び同伴する子どもについて、保育園（所）、幼稚園への就園や小中学校への就学は重要な問題です。加害者からの追跡の不安があること等を十分考慮し、保育園（所）や幼稚園の転園、小中学校の転校などの希望を受けた場合に、被害者家族が二次的被害を受けることのないよう教育機関、保育所等へ向けた DV についての正しい知識の習得と慎重な対応を働きかけます。

〔こども課、学校教育課〕

基本目標Ⅳ 関係機関との連携強化と民間団体との協働

【重点目標１２】 関係機関との連携強化

(現状と課題)

DV 防止や被害者からの相談、救済、自立などの一連の支援を、市のみで行うには対応に限界があり、県配偶者暴力相談支援センターや警察署等、関係機関との連携が必要不可欠です。

現在も女性の人権相談機関連絡会議や DV 被害者保護支援関係機関連絡会議等、関係機関相互の情報の共有及び連携を図っています。DV 被害者への支援のため、今後もさらに連携の強化に努めます。

(推進する施策)

(29) 岡山県DV対策会議等への出席

- ・ 岡山県が行うDV対策会議等に積極的に出席し、さまざまな相談事例の解決方法を学習するとともに、相談員自らが抱えている事例についても専門家の意見を聴く好機とします。関係機関（県、他市、岡山弁護士会、県警察本部等）との相談・連携強化を図ります。

〔人権啓発課、こども課〕

(30) 岡山県都市男女共同参画推進会議での他市との連携

- ・ 県下 15 市で構成する岡山県男女共同参画推進会議が実施する DV サポーター養成講座への市民参加を促し、DV への正しい理解と被害者支援の必要性についての理解を求めています。

〔人権啓発課〕

(31) 津山市DV対策会議の開催

- ・ 被害者を迅速かつ安全に保護できる体制づくりのためには、市と関係機関、民間支援団体等の連携が必要不可欠です。津山市 DV 対策会議を開催し、関係者が DV 被害者支援対策を適切に行えるよう、情報提供、連携体制づくりに努めます。
- ・ 庁内関係各課で被害者に対応する職員に対し、被害者に配慮した二次的被害のない適切な対応ができるよう、DV に関する基礎知識や応対方法などの研修会等を継続的に実施します。

〔人権啓発課、関係各課〕

【重点目標１３】 職務関係者の資質向上への取り組み強化

(現状と課題)

岡山県が行う女性相談員等連絡会議、女性相談員研修会などは、相談員の技能向上、

相互の連携を図る機能を有しており、相談員は、これらの会議に積極的に出席しています。しかし、DVの現状は、複雑・深刻であり、被害者への情報提供、支援など、相談員をはじめ関係職員が研修を重ね、不適切な対応や誤った情報を伝えることのないよう資質の向上を図ることが必要です。

(推進する施策)

(32) 相談窓口担当者の研修への参加

- ・ DVの相談内容は複雑化・深刻化してきています。相談員が適切に対応できるよう専門的な研修会や講座を積極的に受講させ、資質の向上に努めます。

〔人権啓発課、こども課〕

(33) DV被害者保護支援関係機関等とのネットワークの強化

- ・ DV被害者を支援する関係部署の職員は、複雑かつ深刻なDVの現状を把握し、適切な支援をするために、DV被害者保護支援関係機関連絡会議への出席等、関係機関相互の情報交換の機会を活用するよう努めます。

〔人権啓発課、こども課〕

【重点目標14】 民間団体との協働

(現状と課題)

DVの防止や被害者からの相談、救済、自立などの支援を行っている民間団体と連携を図りながら、DV防止の普及啓発や被害者の自立支援を行っています。しかし、県北では支援団体も少なく、団体の育成についても努力していく必要があります。

(推進する施策)

(34) 医療機関等への理解の促進（再掲）

(35) 民生委員・児童委員、愛育委員、人権擁護委員等への働きかけ（再掲）

(36) 被害者支援団体との連携の強化

- ・ 被害者支援をしている団体やNPO活動団体、民間シェルターを運営している団体等と連携を図り、被害者を受け入れる窓口を広く選択できるよう、支援体制の整備に努めます。

〔人権啓発課、環境生活課、こども課〕

【重点目標15】 交際相手からの暴力の防止と被害者支援

(現状と課題)

近年、若い世代の交際相手からの暴力が、社会的に深刻な問題となっています。一般的に「デートDV」と言われていますが、被害者の中には「暴力を振るわれるのは、私が愛されているから」などと誤解し、犯罪としての認知ができず、重大な人権侵害であると受け止めていない人もいます。デートDVは、徐々に低年齢化しつつあり、中・高校生などの若い世代においても少なくありません。若者やその保護者に対して、機会あるごとに啓発することが大切です。パンフレットの配布や講座の開催など、加害者にも被害者にもならないための啓発に取り組む必要があります。

(推進する施策)

(37) 若者及びその保護者に対する教育・啓発の推進

- ・ 男女ともに、自分の性を大切にし、また、相手を尊重するように、学校においても、発達段階に応じてデートDVについて学習する時間を設けるなど、自分のこととして考える機会となるよう啓発に努めます。
- ・ デートDV被害者が最初に相談する相手は親しい友人や保護者が多いため、若者やその保護者にパンフレット等の配布を行うなど、理解の促進を図り、デートDV防止の啓発に努めます。

〔人権啓発課、こども課、学校教育課、生涯学習課〕

(38) 被害者相談の実施

- ・ DV被害者と同様に、デートDV被害者からの相談を受けるとともに、必要な助言、情報提供、支援を行います。

〔人権啓発課、こども課、学校教育課、生涯学習課〕

津山市配偶者からの暴力の防止及び被害者の
支援に関する基本計画

初版発行 平成 22 年 8 月

改訂版発行 平成 25 年 8 月

編集・発行 津山市総務部人権啓発課男女平等推進係
津山男女共同参画センター「さん・さん」

〒708-8520 津山市新魚町 1 7 番地 アルネ・津山 5 階

TEL 0868-31-2533 FAX 0868-31-2534